

# セコムパスポート for Web EV サービス利用規定

## 第1条（目的）

お客様は、本利用規定の内容を十分理解し、セコムトラストシステムズ株式会社（以下「セコム」といいます）が提供する「セコムパスポート for Web EV 2.0 サービス」（SSL サーバ EV 証明書を発行するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます）の利用をセコムに申込みます。

2. セコムは、お客様の申込内容をセコムの定める基準に基づき審査し、「EV 証明書」（以下「証明書」といいます）を発行します。また、セコムはお客様の要請に基づき、「セコム Web ステッカー」（以下「本ステッカー」といいます）を貸与します。
3. お客様は、当該証明書を受領後、申込時に特定した Web サーバに当該証明書をインストールすることによって、所定の方法による暗号化通信を実現するとともにお客様の取引先に対して、当該 Web サーバがお客様の管理下にあることを表示できます。また、お客様は本ステッカーを所定の場所に貼付できます。
4. お客様は、お客様の業務、提供しているサービス等のために本サービスを利用するものとします。

## 第2条（同意事項）

お客様は以下に定める同意事項の内容が、お客様とセコムとの契約に適用されることを確認します。ただし、同意事項の内容と本利用規定の定めが異なる場合は本利用規定の定めが優先して適用されるものとします。

また、お客様は本利用規定を遵守する方法でのみ本サービスを利用するものとします。

- ・ 同意事項
  - 「セコムパスポート for Web EV 認証局証明書ポリシー（Certificate Policy）」（以下「CP」とします）
  - 「セコム電子認証基盤認証運用規程（Certification Practice Statement）」（以下「CPS」とします）
- ・ 上記同意事項を確認できる URL
  - CP : <https://repo1.secomtrust.net/spcpp/pfw/pfwevca/PfWEVCA-CP.pdf>
  - CPS : <https://repo1.secomtrust.net/spcpp/SECOM-CPS.pdf>

## 第3条（審査）

セコムは日本国内に活動拠点を有する、会社その他の法人およびその他セコムが認めた組織を対象として本サービスを提供するものとします。ただし、セコムが以下の各号に抵触する行為、またはその恐れのある行為を行っているとは判断したときはこの限りではありません。

- ・ 公序良俗に反する行為
- ・ 犯罪行為
- ・ 他人の著作権を侵害する行為
- ・ 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
- ・ 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
- ・ その他法令に違反する行為
- ・ セコムの運営を妨げ、もしくはセコムの信頼を毀損する行為

## 第4条（証明書の発行等の手続き）

お客様は本サービスの利用にあたり、本利用規定および CP、CPS に同意の上、本サービス申込画面より契約申込を行います。また、お客様は、セコムが定める必要書類を所定の方法によりセコムに提出するものとします。

2. セコムは、お客様からの申込内容、提出いただいた書類等をセコムの審査基準に基づき審査します。
3. 審査結果が登録受理の場合、セコムは、証明書の作成を行い、契約成立のご案内とともに証明書をお客様が指定する送付先へ所定の方法により送付します。また、お客様の要請に基づき、お客様が指定する送付先へ本ステッカーを所定の方法により送付します。ただし、審査結果が登録不受理の場合は、セコムは、契約不成立のご案内を行い、お客様から提出いただいた書類等について破棄するものとします。
4. お客様は、証明書内データの正確性の検証が終了するまで証明書のインストール及び使用は行わないものとします。
5. お客様は、第3項にて取得した証明書を、契約申込した Web サーバにお客様自らの責任でインストールするものとします。
6. お客様は、証明書に記載されたドメイン名のサーバに証明書をインストールするものとします。
7. お客様は、第3項にて貸与された本ステッカーを、契約申込した Web サーバおよび、当該 Web サーバと同一のドメインを有する Web サーバにお客様自らの責任で貼付するものとします。

## 第5条（対応サーバ及び推奨ブラウザ、携帯電話）

本サービスにより発行される証明書は以下に掲載されるサーバに対応します。また、以下に掲載されるブラウザを利用して、当該サーバと所定の方法による暗号化通信を実現することを推奨します。

- ・ 上記対応サーバおよび推奨ブラウザが確認できる URL  
[https://www.secomtrust.net/service/pfw/pfw\\_service/service\\_hikaku.html](https://www.secomtrust.net/service/pfw/pfw_service/service_hikaku.html)

## 第6条（契約料金）

お客様は、有効期間に応じて定められた契約料金に消費税および地方消費税（以下、単に「消費税」といいます）を加えた金額を、セコムから本サービスの証明書を発行した日の月末締め、翌月末日までに振込手数料をお客様の負担にて、セコムが指定する口座に振込送金して支払うものとします。なお、消費税は、消費税法および地方税法上適用される税率によるものとし、税率が変更された場合には変更後の税率を適用するものとします。

## 第7条（契約解除に伴う精算方法）

セコムの責めに帰すことができない事由により契約期間満了前に本契約が解除された場合（第9条により証明書の失

効が行われた場合を含みます)、セコムは、お客様より入金済の契約料金については返金しないものとします。

#### **第 8 条 (サービス提供の一時停止)**

セコム側の原因によらないでサービスを提供することができなくなったときは、その状態のやむまでの間、セコムはサービスの提供を停止します。この場合、セコムはサービスの提供についての義務を一切免れるものとします。

#### **第 9 条 (証明書の失効)**

お客様は、発行された証明書の有効期間内に、証明書の信頼性が損なわれる事態（たとえばお客様が管理する秘密鍵が外部に漏れた恐れのある場合など）が生じた場合は、すみやかにその旨セコムに連絡するものとし、セコムはすみやかに失効を行います。

2. セコムは、お客様からの証明書失効要請があった場合、お客様にその旨連絡した上で、すみやかに失効を行います。
3. セコムは、お客様が次の各号に該当した場合、何らの通知・催告を要せず直ちに証明書の失効を行えるものとします。

- (1) お客様が第 3 条のただし書きに抵触したことをセコムが確認した場合
- (2) CA ブラウザフォーラム（電子認証事業者やブラウザベンダが参画して認証局の運用や証明書発行にかかるガイドラインを策定する業界団体）が定めるガイドラインに基づくセコムからの要請にお客様が応じない場合（本サービスは、同ガイドラインに基づく提供となります）
- (3) お客様が第 6 条に定める期日までに契約料金を支払わない場合
- (4) お客様が小切手・手形の不渡りを出したとき
- (5) 仮差押、差押、民事再生、破産、会社更生等の申立を受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (6) 本契約が解除されたとき

4. セコムは、第 1 項および第 2 項による処理結果をすみやかにお客様に連絡します。
5. 証明書の失効に伴い、お客様はセコムより貸与されたステッカーがある場合、これを返却またはセコムの承諾のもと削除するものとします。

#### **第 10 条 (反社会的勢力の排除)**

お客様側が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、セコムは催告することなく本契約を解除することができるものとします。

#### **第 11 条 (証明書情報の変更)**

お客様は、証明書に含まれるお客様の組織名・住所などの情報に変更が生じた場合で、証明書情報の変更を希望する場合は、再契約となることをあらかじめ承諾するものとします。

#### **第 12 条 (権利・義務の譲渡禁止)**

お客様およびセコムは、相手方の事前の文書による同意なしではこの契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

#### **第 13 条 (機密保持)**

お客様およびセコムは、本契約の締結および実施にあたり知り得た相手方の機密事項（個人情報を含みます）を契約期間中であると契約終了後であると問わず、一切第三者に漏洩してはならないものとします。

2. セコムは、本契約に基づくサービスを遂行するため、必要最小限で複写または複製する場合を除き、お客様の機密事項のいかなる部分も複写または複製を行わないものとします。
3. セコムは、前 2 項にかかわらず、法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指示等により開示を請求された場合には、お客様に事前または事後に通知した上、お客様の機密事項を開示することができるものとします。
4. セコムは、本サービスの運用における個人情報保護管理者を選任するものとし、個人情報保護管理者は個人情報の取扱いに関し、本サービスに従事する社員に対し社内規程を遵守させるものとします。
5. セコムは、本サービスが終了した場合、お客様の機密事項を廃棄または消去するものとします。ただし、本サービスの基幹システム上、およびセコムの顧客管理システム上廃棄または消去不能なものについてはこの限りではないものとし、この場合、セコムは安全且つ確実な方法によりこれを保管するものとします。

#### **第 14 条 (再委託)**

セコムは、本サービスの全部または一部をセコムの責任で第三者に委託することができるものとします。この場合、セコムは、当該第三者に対し、本利用規定に基づきセコムがお客様に対して負う義務と同等の義務を遵守させるものとし、当該第三者の本サービスの実施に関し、お客様に対し責任を負うものとします。

#### **第 15 条 (複製等の禁止)**

お客様は、証明書、本ステッカーの複製、および第三者への譲渡ならびに本サービス以外の用途における無断使用を一切行わないものとします。

#### **第 16 条 (有効期間)**

契約の有効期間は、セコムが契約申込を承諾した時から第 9 条により失効する時までの間または証明書の有効期間内とします。証明書の有効期間を延長する場合は、再契約となることをあらかじめ承諾するものとします。

#### **第 17 条 (本ステッカーの返却)**

お客様が本ステッカーをセコムより貸与されている場合、お客様は、前項の有効期間が終了したときは直ちに本ステッカーを所定の方法によりセコムに返却するものとします。

#### **第 18 条 (利用規定の変更)**

セコムは、お客様に事前に通知することなく合理的な範囲で、本利用規定の内容を変更できるものとします。

#### **第 19 条 (サービスの終了)**

セコムは、やむを得ない事由が発生したときは、3 か月前までに文書または電子メールで予告することにより、契約

を終了させることができます。

**第 2 0 条（責任）**

セコムは、証明書に起因して発生したお客様の損害に対し、受領した契約料金を上限とし、残存利用月数（1 か月未満は切捨て）相当額をお客様に賠償するものとします。セコムはそれ以外の一切の責任を有しないものとします。

**第 2 1 条（準拠法）**

本契約は日本法及び関連法規によって律せられるものとします。

**第 2 2 条（管轄）**

本契約に関する紛争は東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

**第 2 3 条（協議事項）**

本利用規定の取り決めについて疑問が生じた場合、または本利用規定に取り決めのないことについては、お客様・セコム双方誠意を持って協議し、これを解決するものとします。